

新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。なお、国・府補助事業のうち小規模農業基盤整備事業、基盤整備促進事業及び土地改良施設維持管理適正化事業については、補助率を統一の上新市に継承する。また、府営経営体育成基盤整備事業については、地域を限定し現行のまま新市に継承する。

(イ) 町単独事業については、要綱を整備の上新市に継承する。なお、町単独事業のうち農業基盤整備事業については補助率50パーセント以内、補助対象事業費50,000円以上500,000円以内とし、農道舗装については補助率50パーセント以内とする。

カ 畜産振興
(ア) 新市においても、国・府補助事業を活用して事業を実施する。

(イ) 町単独事業のうち家畜伝染病予防対策事業については、要綱を整備の上新市に継承する。良質乳生産奨励対策事業及び集乳運賃助成事業については、事業を統一し、要綱を整備の上新市に継承する。酪農ヘルパー利用組合補助事業については、同組合と調整を図り廃止の方向で検討する。家畜素牛導入助成事業及び家畜預託事業利子補給については、新市移行時に廃止する。家畜診療事業については、地域の特長性を考慮し地域を限定して新市に継承する。

(2) 林業
ア 林業振興関連事業

(ア) 緑の担い手育成事業及び林業技能習得事業については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。なお、国・府補助事業のうち林業労働者共済事業については、新市移行後は市の義務負担のみとし、単独補助分については廃止の方向で検討する。

(イ) 町単独事業のうち林業振興事業については、要綱を整備の上一元化を図る。林業後継者育成事業のうち就業奨励事業については、要綱を整備の上新市に継承する。里山利用事業については、現行のまま新市に継承する。なお、林業労働者災害見舞金支給制度等その他の町単独事業については、新市移行時に廃止する。

(ウ) 丹波広域基幹林道推進協議会は、新市に継承する。

イ 森林整備

(ア) 緑の公共事業、森林整備地域活動支援交付金事業及び森林整備については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。また、町行分収造林については、新市に継承する。ただし、新規契約については必要最小限にとどめる。なお、森林病虫害防除事業及び間伐対策については、新市移行後も国・府補助事業を活用して事業実施するが、単独補助分については見直しを図る。

(イ) 町単独事業については、各町の事業を統合し、要綱を整備の上新市に継承する。

ウ 林道・作業道整備

(ア) 新市移行後も国・府補助事業を活用して事業実施する。ただし、林道開設事業（広域林道への連絡林道）については、地域を限定し現行のまま新市に継承する。なお、国・府補助事業にかかる単独補助分については、補助率を統一する。また、小規模治山事業については補助率の見直しを図る。

(イ) 町単独事業のうち林道作業道維持修繕、林道管理ゲート設置事業及び林業作業道新設事業補助金については、要綱を整備の上新市に継承する。なお、林道作業道維持修繕の補助率は50パーセント以内、補助対象事業費は50,000円以上500,000円以内とする。また、林道維持修繕（広域林道への

連絡林道、町直轄林道）については、地域を限定し新市に継承し、作業道災害復旧事業については、現行のまま新市に継承する。

エ 狩猟・有害鳥獣駆除対策

(ア) 国・府補助事業の有害鳥獣防除施設設置事業及び有害鳥獣捕獲柵・檻設置事業については、補助率を統一し新市に継承する。また、猟友会への委託料は、各町猟友会の出勤実態を考慮し新市において決定する。

(イ) 町単独事業のうち狩猟免許取得事業については要綱を整備の上新市に継承し、有害鳥獣捕獲報奨金については報奨金を調整し新市に継承する。

(3) 水産業振興については、国・府補助事業は新市に継承し、町単独事業も各漁協と調整を図り新市に継承する。

19.29 商工観光事業の取扱い

(1) 商工業

ア 商工振興関連事業

(ア) 国・府補助事業の商工会補助金等については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。

(イ) 町単独事業については、新市においても、地域事情や財政状況を総合的に勘案しながら、引き続き実施する。なお、町単独事業のうち商品券事業については、地域を限定して現行のまま新市に継承し、中小企業従業員支度助成、中小企業従業員研修助成及び中小企業退職金共済掛金助成事業については、中小企業支援のため事業内容を見直し新市に継承する。

イ 商工会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら調整に努める。

ウ 利子補給制度及び保証料補給制度については、新市に移行後、速やかに調整する。ただし、合併前の各町の制度により決定した利子補給及び保証料補

給については、期間の終了まで新市に引き継ぐ。

工 企業支援事業については、新市に移行後、現行制度を尊重しながら新たな制度を設ける。ただし、旧町における適用部分は、現行のまま新市に継承し、また、新市においても地域総合整備資金を活用して企業支援を行う。工業団地については、現行のまま新市に継承する。ただし、計画中のものについては、新市における総合計画に基づき調整する。

(二) 観光事業

ア 観光振興事業については、新市においても国・府補助事業を活用して事業を実施する。また、町単独事業のシティフラワー推進事業については、事業内容を見直し新市に継承し、歴史街道推進事業及び修学旅行誘致事業については、地域を限定し新市に継承する。

イ 観光協会については、新市との一体性を保つため、それぞれの事情を尊重しながら、広域的な観光ネットワーク化を図るため調整に努める。なお、観光協会補助金については、現行制度を尊重しながら、新市において調整する。観光関連各種イベントについては、産業の振興と町の活性化のためのイベントとして、各地域に与えている影響等を考慮し継承して行く。

20 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。

21 その他必要な事項

(一) 選挙事務の取扱い

ア 投票区については、現行のまま新市に移行する。イ 新市における期日前投票所及び不在者投票所については、各支所とし、指定投票区及び指定在外投票区については、市役所本庁の所在する投票区とする。

ウ 開票区については、選挙区の区域とする。

工 選挙運動用の自動車及びポスター作成の公費負担については、新市において、条例を制定し実施する。

オ ポスター掲示場の設置については、法に基づき減数調整を行い設置する。

カ 個人演説会等で使用する公営施設については、現在、各町で指定している施設を新市の指定施設とする。

キ 任意制選挙公報については、新市において、市長及び市議会議員選挙ごとに1回発行する。

(二) 交通安全の取扱い

ア 交通指導員の定数は80人とする。

イ 防犯灯の設置並びに修繕経費については新市負担とし、電気代並びに球交換については地元負担とする。ただし、既存施設については、当分の間、現行どおりとする。

(三) バス交通対策の取扱い

ア 日吉町営バス及び美山町営バスについては、合併時に市営バスに一元化し、合併後に路線・ダイヤ・利用料金の調整を行う。

イ 美山町から園部町までの市営バス路線については、現行の施設、人員の中でダイヤ改正等により確保し、合併後早期に運行する。

ウ 園部町の園篠線、癒しの森線については、現行のまま新市に継承し、合併後に市営バスへの移行を検討する。

エ 合併後にバス対策総合計画を策定し、路線の見直しを行い、スクールバス混乗方式の導入等を推進する。

(四) コミュニティ対策の取扱い

地域コミュニティの活性化支援を目的とした補助事業については、合併までに各町の補助事業を自治

振興補助事業として一元化し、新市発足時から適用する。

(五) J R対策の取扱い

J R対策の取扱いについては、現行のまま新市に継承する。なお、新市において、J R利用増進対策を協議検討する。

(六) 第三セクター等の取扱い

第三セクター及び公社の取扱いについては、合併までに各町で調整し、民間に移行できるものは移行し、それを踏まえて新市に継承する。

(七) 戸籍、住民登録事務の取扱い

ア 印鑑登録証明、その他証明等の窓口手数料については、合併時に統一する。

イ 窓口対応については、住民サービスの低下に繋がらないよう、総合窓口で行う。

22 その他

合併協議会における協議結果については、これを尊重するものとする。ただし、国、府の制度改正その他特別の事情があった場合は、新市において検討し、調整するものとする。

編集・発行

園部町・八木町
日吉町・美山町
合併協議会事務局

〒622-0004
京都府船井郡園部町小桜町62-1
園部国際交流会館内

TEL : 0771-68-1167
FAX : 0771-62-0330
URL : http://www.4gp.jp
e-mail : info@4gp.jp



本紙は環境への配慮から、古紙100%の再生紙に、ソイインキ（大豆油）で印刷しています。